

さ情審査答申第168号
平成31年2月1日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成30年9月12日付けで貴職から受けた、「平成29年度に見沼区で作成した人事に関する報告書。上記の作成に使用した調書・記録等。」(以下「本件対象行政情報」という。)の一部開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、平成30年4月11日付け見区総第120号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市情報公開条例(平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。)第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、特定された情報のうち不開示とした内容の個人に関する情報を除く部分の開示を求めるものである。

また、本件対象行政情報として特定された報告書の作成にあたり使用された記録が開示対象となっていないため、これについても個人に関する情報を除く部分の開示を求めている。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

対象文書の全部を特定の個人が識別できる個人に関する情報を除き、開示するよう求める。

報告書作成にあたり使用された記録が開示対象となっていないため、こ

れについても対象文書の全部を特定の個人が識別できる個人に関する情報を除き、開示するよう求める。

開示しない理由は実施機関の都合にすぎず、事務事業執行情報にはあたらない。決定は実施機関による裁量権限乱用の結果であり、制度の趣旨に反する。記録は開示請求の対象である。記録の存在は確認されており、これを開示しないことは不当である。

第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

(1) 審査請求人は、「平成29年度に見沼区で作成した人事に関する報告書。上記の作成に使用した調書・記録等。」を内容とする行政情報開示請求書をさいたま市長に提出した。審査請求人が開示を求める具体的な行政情報の名称については、審査請求人との口頭によるやり取りから明らかとなったことから、「平成30年2月23日の朝ミーティングにおける保健センター所長の指示内容について（報告）」を特定し、条例第7条第2号及び第5号に該当する部分を除いて開示した。

(2) 各職員からの聞き取り部分は条例第7条第5号に該当しないとの主張について

本件聞き取り調査は、総務局長からの要請を受け、見沼区長が、平成30年2月23日の朝ミーティングにおいて保健センター所長が所属職員に対して指示した内容について報告を行うため、同区役所健康福祉部長に命じ、行われた調査である。一般に、聞き取り調査における聞き取り内容は、当事者又は関係者の権利利益に影響を及ぼすおそれのある内容を含むことがあり、被調査者から真の情報を聞き取るために、公開しないことを前提に行われる。本件聞き取り調査についても、聞き取り内容が公開されるとの前提で行われたものではなく、被調査職員は、回答する内容が公開されないことを前提に聞き取り調査に協力したものである。本件聞き取り調査においては、その質問内容から、保健センター所長の発言内容や態度がパワー・ハラスメントに当たるかどうか、病気休暇中の職員の発症との因果関係があるかどうか等の調査のために行われていることは、被調査職員にとって容易に推測することができ、被調査職員は、その回答の一言一句が同じ職場に勤務する職員の処遇に直接又は間接に影響を及ぼすであろうことを考慮に入れた場合において、聞き取り内容が公表されない前提があるからこそ、被調査職員は率直に正確な証言を述べることができる。逆に、本件聞き取り調査に係る聞き取り内容が開示された場合は、調査者と

被調査職員の信頼関係が損なわれ、被調査職員の利益が侵害されるのみならず、今後、同種の調査が行われる際に、被調査職員が真実を回答することを躊躇したり、回答を拒否したりするなど、調査そのものが有効に実施されることが不可能になるおそれがある。さらには、このことは、本件聞き取り調査における当事者間にとどまらず、今後行われる本市全体の、聞き取り調査に限らず書面による調査等も含め、全ての調査に影響を及ぼし、本市における様々な問題に関する事実関係の究明に著しく支障を来すおそれがある。

以上のように、開示しない部分3は、条例第7条第5号に該当することは明らかであり、開示しないことは、実施機関の単なる都合によるものではない。

- (3) 決定は実施機関による裁量権限乱用の結果であり、制度の趣旨に反するとの主張について

本件開示文書においては、報告書本文並びに別添平成30年2月23日(金)の経過及び参考【保健センター所長ミーティングでの発言意図】により、報告の概要は明らかにされており、開示しない部分3の内容を開示した場合の「事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす」影響は、開示しないことにより失われる審査請求人の権利利益を考慮しても、なお甚大である。

本件処分は実施機関の裁量権を逸脱したものではなく、ましてや裁量権の濫用はなく、条例の規定に基づき適法かつ正当に行われた処分であり、審査請求人の「制度の趣旨に反する。」との主張には理由がない。

- (4) 報告書作成にあたり使用された記録が開示対象となっていないとの主張について

本件開示文書が「平成29年度に見沼区で作成した人事に関する報告書。上記の作成に使用した調書・記録等。」の全てであり、実施機関は本件開示文書以外に調書・記録等を保有していない。報告書作成に当たり使用した調書・記録等については、本件開示文書中「参考【朝ミーティングでの保健センター職員の認識】」の部分であり、当該記録は、見沼区役所健康福祉部長が被調査職員からの聞き取り内容を、パーソナルコンピュータ端末機を用いて作成したものである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報について

審査請求人は、実施機関に対し、「平成29年度に見沼区で作成した人事に関する報告書。上記の作成に使用した調書・記録等。」の開示を求め、実施機関は開示に係る行政情報として、審査請求人との口頭によるや

り取りの結果、「平成30年2月23日の朝ミーティングにおける保健センター所長の指示内容について（報告）」を特定し、条例第7条第2号及び第5号に該当する部分を除き、一部開示決定を行った。

2 本件処分の当否について

(1) 特定された情報のうち不開示とした内容の個人情報を除く部分の開示を求めるとの審査請求人の主張について

審査請求人が開示を求める部分とは、平成30年2月23日の朝ミーティングにおいて、危機管理事案を説明する際の保健センター所長の口調、特定の職員を名指しする発言の有無、特定の職員を凝視、指差しするなどの態度の有無及び保健センター所長の説明の意図を理解できたかどうかについて、出席していた職員9名（以下「被調査職員」という。）に個別に聞き取り調査（以下「本件聞き取り調査」という。）を行った際の聞き取り内容が記録されたものである。事件や事故等の真相究明を目的とした聞き取り調査は、公開しないことを前提に行われることが一般的であるが、その理由としては、聞き取り内容が当事者又は関係者の権利利益に影響を及ぼすおそれがあることから、公開することが前提であった場合、真の情報を聞き取ることができなくなるためであると考えられる。本件聞き取り調査は、保健センター所長の発言内容や態度がパワー・ハラスメントに当たるかどうか、また、そのことが病気休暇中の職員の発症との因果関係があるかどうかについての調査である。そうすると、本件聞き取り調査は、明らかに当事者又は関係者の権利利益に影響を及ぼすおそれがあるものであり、真の情報を聞き取る必要があることから、公開しないことを前提に行われたものである。仮に、本件聞き取り調査に係る聞き取り内容が開示された場合には、調査者と被調査職員の信頼関係が損なわれ、今後、同種の調査が行われる際に、被調査職員が真実を回答すること躊躇したり、回答を拒否したりするなど、調査そのものが有効に実施されることが不可能となるおそれがあり、様々な問題究明に著しく支障を来すおそれがあると認められる。

したがって、不開示とした部分は、条例第7条第5号に該当することは明らかであり、実施機関の当該判断は、裁量権の濫用であるとの主張は認められない。

(2) 報告書作成にあたり使用された記録が開示対象となっていないとの審査請求人の主張について

条例第7条の規定により開示しなければならないとされている行政情報は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に

用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」（条例第2条第2号）である。本件開示請求に対しては、「平成30年2月23日の朝ミーティングにおける保健センター所長の指示内容について（報告）」が特定され、一部開示決定された。

当審査会として、実施機関に説明を求め、意見を聴取したところ、本件開示文書以外の行政情報は存在しないという主張に不合理な点はないと判断した。したがって、記録を開示しないことは不当であるとの審査請求人の主張は理由がない。

- 3 以上の次第であるから、当審査会は、本件審査請求に理由がないので、前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成30年 9月13日	諮問の受理（諮問第527号）
②	同 年 10月18日	審議
③	同 年 11月15日	実施機関からの意見聴取及び審議
④	平成31年 1月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)